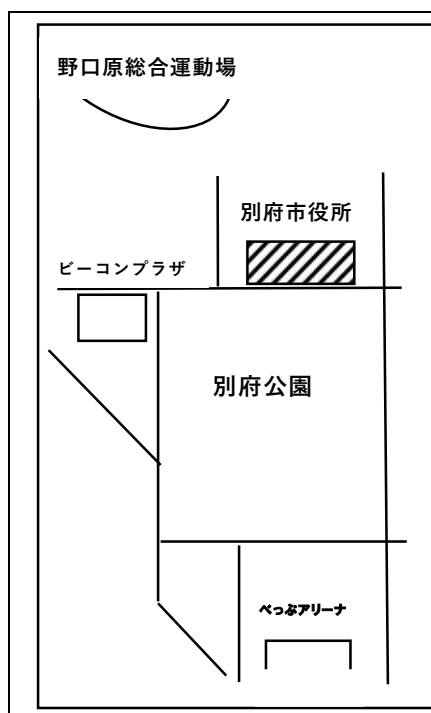


出張労働相談

- ・弁護士、労働基準監督官が対応
 - ・秘密厳守・相談無料
- (弁護士相談のみ事前の予約が必要です)



令和7年2月20日(木)

受付: 13時30分～15時30分

(相談は16時00分まで)

別府市役所 5階 大会議室

(別府市上野口町1番15号)

※当日は電話相談も可能です。

携帯・スマホ : 097-532-3040

フリーダイヤル: 0120-601-540

【相談事例】



- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ、セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・不当解雇
- ・退職引き留め

※使用者・労働者・フリーランスの方々の相談をお受けしています。

(お問い合わせ先)

大分県労政・相談情報センター(雇用労働室 労働相談・啓発班)

携帯・スマホからは ☎097-532-3040

フリーダイヤル ☎0120-601-540

別府市産業政策課 ☎0977-21-1132

※上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話・来所相談をお受けしております。

働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540

(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)

相談時間 8:30～17:15

※土日、祝日を除く

大分県雇用労働室(県庁舎本館7F 大分市大手町3-1-1)



【最近の相談事例から】

- Q. 会社から「明日から来なくてもよい」と言われた。これは解雇になるのか。
- A. 会社が労働者に退職を勧めることを「退職勧奨」といい、これに応じた場合は解雇ではなく退職として扱われる。単に「明日から来なくてもよい」と言われただけでは、解雇なのか退職勧奨なのか分からないことがあるので、必ず真意を会社に確認する必要がある。労働者にとっては、解雇か退職かで雇用保険の失業給付の金額や給付制限期間が変わる。退職勧奨に応じるかどうかは労働者の自由であるためすぐに返答せず、辞める気がない場合は、はっきり断ることが大切である。

大分県労働委員会が一緒に対応します！

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。
専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは・・・

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

大分県労働委員会事務局(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

大分県